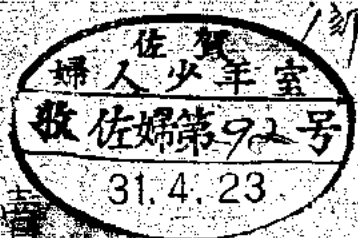


別添五

婦人関係資料シリーズ

参考資料第三八号



賣春関係相談指導業務における問題点

佐賀婦人少年室
労働省婦人少年局



婦人少年局では賣春対策の一環としてかねて各婦人少年室を通じて軋落防止並びに賣春婦の保護更生のための相談指導を行ってまいりましたが、このたびこの業務をとり扱うにあたり、その種々の問題矣をにつきのとおりとりまとめました。

昭和三十一年三月

労働省婦人少年局

売春関係相談指導業務における問題点

一 紛争の処理に關して

- (一) 現在は「売春行為自体」を処罰する法律がなく、予めてがないので紛争解決に困難を感じることが多い。
- (二) 現行法では売春婦の前借金をはつきり無効とした規定がなく、最高裁の判決（三〇、一〇、七）もまた年少者を対象としたものであったため、とくに芸妓や成年売春婦の場合、業者が前借金の棒引きを容易に認めない、そのため家庭復帰をさせても前借金の取立強要があり返金のためにもとに戻ってしまうことがある。
- (三) 前借金の扱いに關しては、内容によって棒引きにでき難いことも所管で、その判定はむづかしい。
- (四) 前借金の棒引き等、紛争の処理に努力をしても、本人が計画的に役所を利用したのではないかとみられる場合もある。
- (五) 本人及び業者に「偽り」が多く、処理をすめつゝ最中に出発先に戻つてしま

つような事態が起り、そのために長い時間と努力が徒勞に終ることがある。
(六) 問題解決にあつて前村者やボスを相手とすることがあるので、しばしば身の危険を感じることがある。

- (七) 業者は義理人情一失ばりて法律無視の態度のものが多く、詰し合ひが困難である。
- (八) 業者は警察署、労務基準監督署、婦人少年室が解決にあつた場合と、婦人少年室協助員が介入した場合では態度が異なり、解決が手回りのことがあり。
- (九) 法的制限をもたない婦人少年室としては、道理だけで解決してゆくのはなかなかりた、精神的、物質的、時間的な浪費が多い。

二 就職のあつてんに関して

- (一) 天つちに就職する必要のある人達であるが、義務教育を終えていないなど教育程度が低く、特殊技能もないので就職先は極度に限定され、住み中以外に就職あつてんは難しく、職業輔導の強化を痛感する。
- (二) つねに特殊事情を考慮しなければならないので雇用するものが少く、たとへば比較的、老人の多い女中でも一般の家庭では売春の経路のあつたものを雇入れることを嫌ひ、また

喰ひ物とされてゐる者が多いため、かりあひを持つことを恐れ採用するものが少ない。

- (三) かりあひ直後では本人の身元や性格をよくわかつ、責任をもつて就職あつてんを行つたに苦勞する。室長宅に一週間おつてから就職させた例もあり、本人の性格や更生の意思をばりきりきめつるための期間置いておく施設がほしい。

- (四) 母の勞働意欲が欠けており、眞面目な職業につく意思も体力もなく、自らを卑下し職業安定所に行くことを好まず、水商売の女中になつてことを希望する者が多い。
- (五) 就職をさせても今までのルーズな生活からめづれず、つねに職場で問題をかもし、雇主や同僚から敬遠されることが多い。一方中には前雇の知れることを恐れ心が動搖し、職場に落着けず居る者もあり。

- (六) 売春によつて得る収入よりも、眞面目な働きによる収入が少いため、長つたせうで再転落してゆく危険性がある。

- (七) 家族の生活と背をこける者が多いため、本人の就職をあつてんしただけでは問題の解決にはならないことが多い。

- (八) 就職あつてん後においても、婦人少年室に責任をもたせれることがあつて、職場で本人に問題があるたびに労働と時間が消費され、精神的負担が大す。

三 家庭復帰に關して

- (一) 売春婦となつた娘を家に迎へることを好まず、眞面目に立直るまで婦人の年室にあつかひをせよという者や、家に戻つてくることが家族の生活を脅かす親不孝行爲と考へてこの親がおり、家庭復帰は困難な場合が多い。
- (二) 本人が貧しい家庭に歸へることを好まず、また家庭に歸ることがもと望ましい場合でも家業を嫌ひ、あるいは家族への愛着がないときは歸することができず、困る。
- (三) 本人の將來のためより相手と考へられたい者と結婚生活に入ることがある。
- (四) 食困、家庭不和、親または夫の無教養、家庭内の愛着の欠除など家庭環境がよくなりため、家庭へ戻しても生活の立直しが難しく、時期が過ぎると再び転落する可能性があり、家庭復帰による更生はあまり期待できない。

四 收容施設に關して

- (一) 收容施設がなつたため一時的措置として関係官庁係員などが個人的に世話をしたりまた室長、補助員宅に問題解決まで保護する場合が多く、その間の生活費は個人負担となつてゐるが物心両面の負担に耐えかねてゐる。

- (二) 救つあげた者も收容施設がなつたため、更生措置が充分に行へず、再転落してゆくような結果になつてゐる。

- (三) 收容施設がなつたため関係機関の問題解決の態度を下げらせてゐる。

- (四) 現在の婦人養ひについて

- (1) 更生施設というよりは、人生落伍者救護施設の感があり希望がもてられ入所を嫌う者が多い。

- (2) 逃亡などを警戒した、うちに受入れてくれまいと考へたりとくに病氣のもの、入所には困難がある。

- (3) 入所中の職業訓練の方法にはあまり適当でないと思はれる。

- (4) 寮内における生活指導の強化が望ましい。

- (5) 生活保護法による居所の提供に該当せずとも困難な実情にある。

- (6) 婦人更生施設の拡大(未成年者別館に)一時收容施設、寄宿舎的施設を要望する。

五 本人並びに家庭の生活指導に關して

(一) 急遽な生活から抜け出すための持続的な生活指導が必要であるが、婦人少年室の現状では困難である。

(二) 生活指導を持続的に行うための専門指導員を要する。

(三) 指導を迷惑が家庭があり困る。

(四) 本人の指導よりも家庭の指導の方が先決と思われることが多い子供を私物視する考えは正するため、また売春を悪とする社会教育面の強力な指導を必要とする。

(五) 家族も本人も当初の決心を持続することが難しく、更生を誓って家庭に帰っても再び家出、再転落することが多い。

六 他機関との関係にありて

(一) 売春問題を取扱う機関がはっきりしていないため各機関で売春婦の扱ひについて責任を回避するものがある。

(二) 売春に対する考えが、各機関の取扱ひがまち／＼で一事件を処理する上に一貫性がなくその調整に苦勞する。

(三) 他県人の売春婦を取扱うことは、少い予算にくい込むので迷惑がられる。

(四) 指導にあたるべき職員の中には従業婦や業者との間に情実を生じるものがあり、一一致した態勢がとれず問題の解決も困難にすることがある。

七 経費に關して

(一) 室長や補助員が食事費、宿泊費、旅費、被服の貸与、就取にあつての支度、賃金等を自費でまかなわざるを得ない立場におかれることが多い。

八 その他

(一) 愛情をもつて問題解決に努力しても、欺かれることがあり、真に更生を望むものであるが、役所を利用するものであるかの判定がむづかしい。

(二) 最高裁の判決以後、業者は売春婦を一層巧妙に手につけようとしており、また従業婦は義理人情にしばられて自ら更生するという意欲を阻害されているものもある。

売春関係相談指導業務における問題点 追加分 (婦人少年局用)

九 婦人少年室間の連絡によりて

- (一) 室間の問合せに対して回答が得られないと対外的に婦人少年室の权威を失墜する、遅れるときはその旨連絡してほしい。
- (二) 依頼する方が又の毒なほど複雑な連絡事項が生いさうで連絡先の婦人少年室の過労が察せられる。
- (三) 他室の協助力員に協力を依頼する場合は、さうに当該室に連絡をとってからにしてほしい。それがないと自室の協助力員が室長の感知しないところで活躍することに苦しみ困ることがある。
- (四) その他の業務との関係によりて
- (一) 室の人員が少いため他の業務の都合によっては売春関係に全くながらぬことがある。把握の遅れもことや解決の途中で打ち切らざるを得ないことがある。
- (二) 問題の解決までかゝりまうにたうればならぬので殆ど他の業務がストップしてしまふ。